

受動喫煙防止対策の強化について

我が国では、平成15年5月に健康増進法に受動喫煙防止対策が努力義務として規定されて以来、平成16年6月には「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」を受諾し、平成22年2月には、「多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである」などとした厚生労働省健康局長通知が発出された。さらに、平成27年6月には、職場の受動喫煙防止対策強化のための労働安全衛生法の一部を改正する法律が施行されたところではあるが、受動喫煙を防止するための措置は未だ努力義務にとどまっている。

一方、平成25年9月には、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることが決定し、幅広い公共の場等における受動喫煙防止対策を強化するため、平成28年1月に受動喫煙防止対策強化検討チームが設置された。

また、国は、官公庁、学校、医療機関、飲食店等各施設の用途等に応じた対策案や対策の実効性を担保するための施設管理者の義務、義務に違反した場合の罰則の適用等について、平成28年10月に「受動喫煙防止対策の強化について（たたき台）」を、平成29年3月に「受動喫煙防止対策の強化について（基本的な考え方の案）」を示したものの、第193回国会では受動喫煙防止対策の強化法案の提出が見送られた。

いうまでもなく、受動喫煙については、肺がんや脳卒中等のリスクを高める等、健康に悪影響を与えることが既に科学的に明らかにされており、我が国では、受動喫煙が原因で死亡する人が交通事故による死者の約4倍の年間1万5千人に上るという衝撃的な推計結果も出ている。

中国地方としても、一体となって効果的な受動喫煙防止対策等を推進しており、住民の生命を守ることが喫緊の課題となっていることから、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

1 受動喫煙防止対策の推進

健康増進の観点や近年のオリンピック・パラリンピック開催地での法整備状況等を踏まえ、受動喫煙防止対策を強力に推進すること。

特に、現在、国は屋内での受動喫煙を防止するための規制の強化に向け

た法整備を検討しているが、その内容について、関係機関等の意見を踏まえ、実効性のあるものとする事。

2 技術的・財政的支援の確保

法整備に伴う新たな受動喫煙防止対策の実施に際しては、地方自治体に過度な事務負担が生じることがない制度とするとともに、技術的・財政的支援を行うこと。

3 国民への周知・関係者への説明

法整備に伴う新たな受動喫煙防止対策の実施による影響を懸念する関係団体・事業者への丁寧な説明はもとより、国民への正確かつ丁寧な説明や情報発信に努め、これらの関係者の不安を払拭することに万全を期す等、国の責任において、制度の円滑な導入を図ること。

4 喫煙防止教育等の推進

受動喫煙の健康への悪影響について、国民の正しい理解が深まるよう、エビデンスに基づく正確な情報を発信するとともに、健康教育、特に喫煙防止教育や禁煙教育を積極的に行うこと。

平成29年11月24日

中国地方知事会



鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政